

社会保険しまね



「松江城と桜」 illustrated by saori notsu

CONTENTS

- こんなときは、届出をお願いします！
- 新任事務担当者説明会のご案内
- 社会保険料の納付は、便利で確実な「口座振替」で
- 年金相談についてのお知らせ
- 生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ
=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ
=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

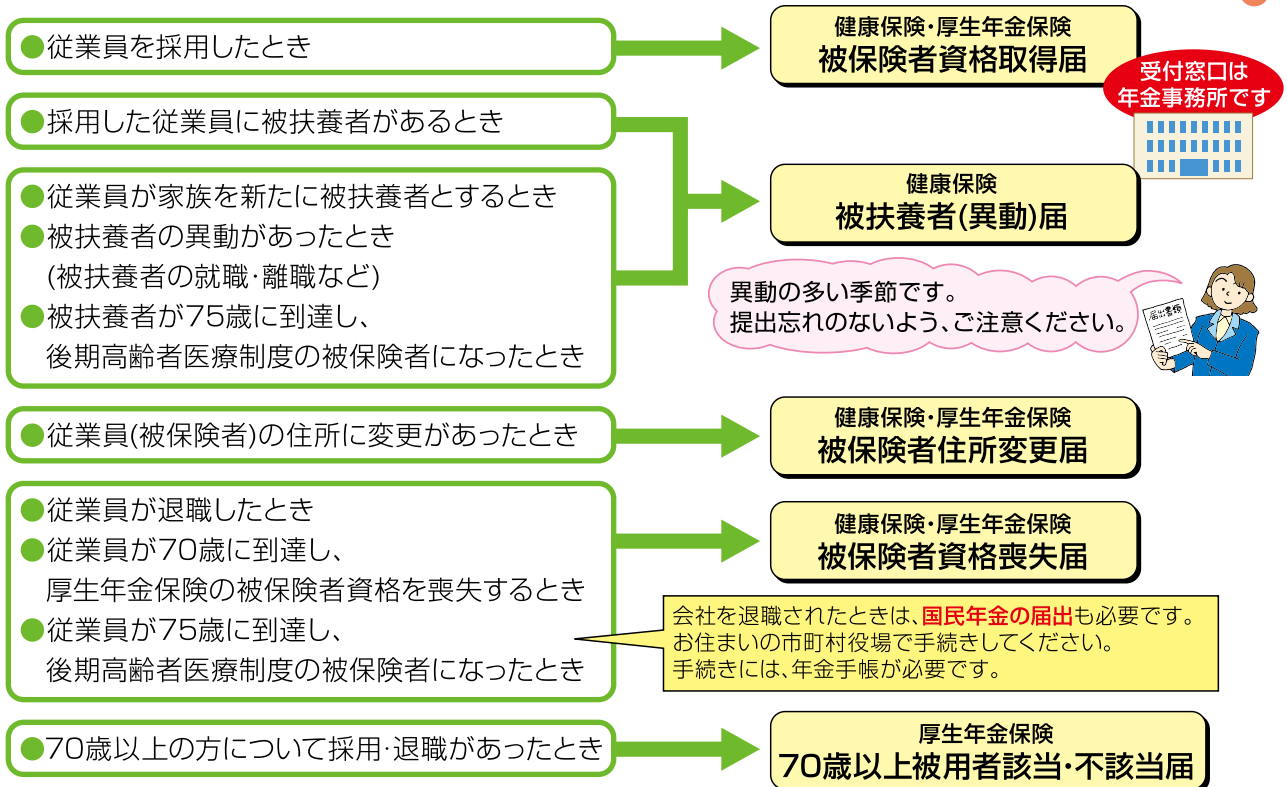
※次回の発行については**5月**を予定しています

No.772

2011.3.20発行

助け合い
生きる安心
社会保険

こんなときは、届出をお願いします！



社会保険適用関係の事務手続きについて

Q1.新入社員はいつから健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A1 ●入社日など事実上の使用関係に入った日が、被保険者の資格取得年月日となります。「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日をさします。
※たとえば、4月1日に採用され、4月10日に勤務を始めた場合は、給与・賃金の支払関係により、次のように資格取得年月日が決まります。
①1か月の給料が支払われる場合 ⇒ 資格取得年月日は4月1日
②日割り計算で給料が支払われる場合 ⇒ 資格取得年月日は4月10日

Q2.パートタイマーは、健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A2 ●就労の形態や内容を総合的に考えて、常用的使用関係にあると認められれば被保険者となります。
※常用的使用関係にあるかどうかの目安は、
①1日または1週間の勤務時間(所定労働時間)と、②1か月の勤務日数(所定労働日数)です。
①②のいずれもが、同様の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上ある場合は、被保険者となります。
※パートタイマーでも一定の条件を満たす場合は、健康保険・厚生年金保険の加入が義務付けられていますので、適正に届出をされるようご確認をお願いします。

新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日時	会場	内容
松江	5月18日(水) 13:30~16:30	島根県民会館(大会議室)*	◆健康保険・厚生年金保険の加入(資格取得と喪失等)について 13:30~14:30
出雲	5月24日(火) 13:30~16:30	出雲市民会館(302会議室)	◆健康保険の給付について 14:40~15:40
浜田	5月13日(金) 13:30~16:30	浜田建設会館(会議室)	◆労働保険制度について 15:50~16:30

年金事務所では、次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催しています。
なお、今回は、島根労働局による労働保険制度に関する説明も併せて行います。
■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方
※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

社会保険料の納付は、便利で確実な「口座振替」で

社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)は、他の公共料金と同様に金融機関の預金口座から自動引き落としをすることができます。金融機関の窓口へお出かけになる手間が省けるうえ、納め忘れもなく大変便利です。ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

口座振替の手続きは

年金事務所に備え付けの「健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、口座振替を行う金融機関に提出、または金融機関の確認印を受領のうえ年金事務所に提出してください。



保険料の納付は期限内に！

毎月の保険料の納付期限は、翌月末日です。納付期限を過ぎると督促状が届きますので、記載された期限までに必ず納めてください。指定期限を過ぎると、延滞金が発生しますのでご注意ください。

お問い合わせは管轄の年金事務所へ

■松江年金事務所 厚生年金徴収課
TEL.0852-23-9544

■出雲年金事務所 厚生年金徴収課
TEL.0853-24-0047

■浜田年金事務所 厚生年金徴収課
TEL.0855-22-4121

年金相談についてのお知らせ

年金相談所の開設(4月～6月)

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。



会場	相談日			時間
隠岐の島町ふれあいセンター	4月18日(月)	5月12日(木)	6月9日(木)	13:00～16:00
	4月19日(火)	5月13日(金)	6月10日(金)	9:30～12:00
海士町役場	—	5月26日(木)	—	9:30～12:00
黒木公民館	—	5月25日(水)	—	13:00～16:00
大田市役所	4月27日(水)	5月25日(水)	6月22日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	4月26日(火)	5月24日(火)	6月28日(火)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。

■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。代理の方がお出かけになる場合は、**委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)**が必要です。



年金相談の時間延長と休日開設

松江・出雲・浜田の各年金事務所では、年金相談の時間延長と休日開設を行っています。

受付時間

平日(休日明けを除く)
午前8時30分～午後5時15分

月曜日(休日明けの初日)
【時間延長】午前8時30分～午後7時

土曜相談日(第2土曜日)
【休日開設】午前9時30分～午後4時

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

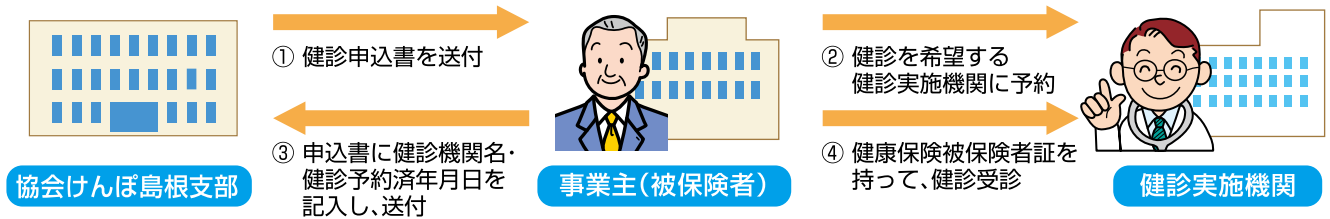


全国健康保険協会島根支部からのお知らせ

生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環として被保険者の方には生活習慣病予防健診、被扶養者の方には特定健診を実施しています。平成23年度のご案内を4月初めごろに事業所あてにお送りいたします。年に1度は健診を受診していただき、ご自身の健康状態の把握と健康増進にお役立てください。

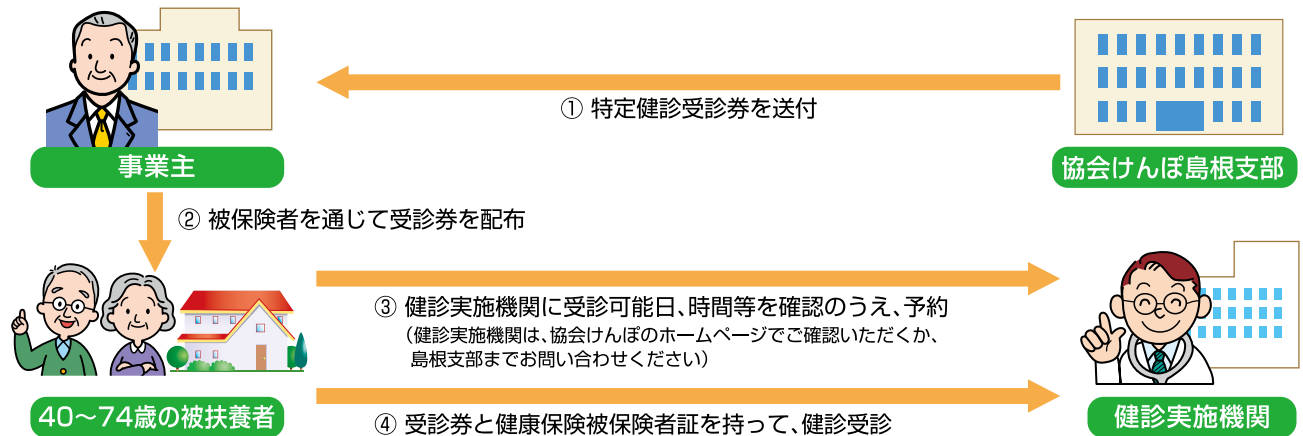
生活習慣病予防健診(被保険者の方)の申込みから受診まで



- 対象は、平成23年度中(23年4月～24年3月)において35～74歳までの方となります。
- 今回お送りする健診申込書は、平成23年1月17日時点での加入者情報をもとに作成しています。健診の対象となる方でお名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りする手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診日が近くなると、予約をされた健診実施機関から健診を受診される方のご自宅へ、問診票や検査容器、保健指導に関するご案内が届きますので、ご確認ください。

特定健診(被扶養者の方)の申込みから受診まで

協会けんぽから、健診対象者の方の受診券を事業所あてにお送りしますので、被保険者の方を通じて被扶養者の方へ配布していただきますようよろしくお願いいたします。




- 対象は、平成23年度中(23年4月～24年3月)において40～74歳までの方となります。
- 今回お送りする特定健診受診券は、平成23年1月17日時点での加入者情報をもとに作成しています。発券の準備作業期間以降に被扶養者の認定を受けられた方や受診券を紛失された方については、別途「特定健康診査受診券申請書」(ホームページからダウンロードできます)をご提出ください。

島根支部ホームページサイト「へるし～まね」をぜひご覧ください

「へるし～まね」は皆様の健康維持・増進のサポートを目的としたコーナーの総称で、次の3つのコンテンツがあります。

- ✦健康づくりに役立つレシピを検索!「へるし～レシピ」
- ✦WEB上で仮想コースの踏破を目指す!「へるし～ウォーキング」
- ✦元気な毎日を過ごすための健康情報!「保健師からの耳より情報」



■健診に関するお問い合わせは **全国健康保険協会島根支部保健グループ(TEL 0852-59-5204)まで**